

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、水源の森に残されてきた巨樹・巨木林と、巨樹・巨木林が育んできた文化や暮らしを保全し、県民に親しんでいただくことによって、巨樹・巨木林を持続的に活用しながら保全する仕組みをつくるため、市町その他知事が適当と認める者(以下「補助事業者」という。)が巨樹・巨木林を保全するために行う事業に要する経費に対し、琵琶湖森林づくり条例に基づいて、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業および補助率)

第2条 補助の対象となる事業、補助率および補助対象経費は別表第1に定めるとおりとする。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は対象森林の所在地となる市町とする。

(補助対象要件)

第4条 補助の対象となる巨樹・巨木林は次の各号のとおりとする。

- (1) 山側の地上から130cmの位置で幹周(幹の円周)が300cm以上の広葉樹(外来種は除く)。なお、山側の地上から130cm未満の位置で枝分かれしたり、株立ちしている樹木については、1本あたりの幹周を測定し、複数の枝や幹を合計することはできない。
- (2) 森林計画区域内にあり、かつ神社仏閣の境内や住宅の敷地内にあるものを除く。
- (3) 森林所有者、保全団体もしくは住民グループ、市町長、県知事との間で活動計画の協議および協定締結が行われ、次の内容が協定に明記された巨樹・巨木林。
 - ・伐採や伐採目的の売却は行わないこと。
 - ・周辺森林の自然植生を保全するよう努めること。
 - ・行政における巨木の保全を目的とした制度の指定に同意するよう努めること。
 - ・保全団体もしくは住民グループが行う、当巨樹・巨木林を対象とした保全整備活動や一般県民が参加するツアー等、巨樹・巨木林を持続的に保全・活用する取組の実施に協力すること。
- (4) 公的に管理された巨樹・巨木林でないこと。なお、公的に管理された巨樹・巨木林とは、国有林(独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター営林地を含む)、県有林、県営林のうち分収契約対象となっている巨樹・巨木林、市町村有林、財産区有林および一部事務組合有林地のうち規約等により施業や管理経費を市町が負担する巨樹・巨木林、造林公社分収契約対象となっている巨樹・巨木林、保安林の管理において県と市町とが維持管理にかかる協定を締結した巨樹・巨木林、その他県および市町が施設等の管理目的のため維持管理する巨樹・巨木林をいう。
- (5) 滋賀県里山リニューアル事業や県民参加の里山づくり事業および里山コラボ事業によって協定を締結している里山は対象としない。

2 補助対象者は、巨樹・巨木林を保全する団体もしくは地域住民グループとする。

補助対象者は、対象森林の所有者との協定に基づき対象行為を行うとともに、次の要件を満たすこと。

- (1) 1つの団体およびグループの構成員は概ね5人以上とする。
- (2) 組織の定款、規約、会則等を有する、または本事業を実施するにあたりそれらの整備が見込まれていること。
- (3) 巨樹・巨木林を対象とした保全活動が10年以上継続して行われることが見込めること。

(事業計画の提出)

第5条 この事業を実施しようとする市町長は、巨樹・巨木の森保全整備の方針等を盛り込んだ事業計画書を別記様式第1号により別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の内示)

第6条 知事は、事業計画書の提出があったときはその内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、補助事業者に対し別記様式第2号により速やかに補助金の額を内示するものとする。

2 補助金の額を追加または変更する場合は、前項に準じて行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書 (別記様式第3号-1) に次に掲げる書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 協定書
- (3) 経費算出根拠となる書類 (事業実施数量計画表、実施経費計画表)
- (4) 補助対象者の概要資料 (定款、規約または会則、構成員数、活動状況等)

2 第11条に規定する変更承認通知を受けて補助金の変更交付申請をする場合は、前項の規定を準用し、補助金変更交付申請書 (別記様式第3号-2) を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前1項および2項に規定する申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税法 (昭和63年法律第108号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第9条 知事は、補助金の交付または変更交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容およ

びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に別記様式第4号により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の額、経費の配分または事業内容の変更(別表第1に掲げる重要な変更に限る。)をしようとする場合
- (2) 補助事業を中止、または廃止しようとする場合

(補助事業の変更承認通知)

第11条 前条に規定する変更承認申請に対して承認通知をするときは、別記様式第6号によるものとする。

(補助事業の実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、正副2部を事業の完了後1ヶ月以内または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 経費算出根拠となる書類(事業実施巨木一覧表、事業実施数量表、実施経費総括表)

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、別記様式第8号による確認調書を付けて知事に復命するとともに、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、別記様式第9号により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより、補助金交付請求書(別記様式第10号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払または前金払により交付することができる。

(標準処理期間)

第15条 標準処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第8条に規定する補助金等の交付の決定は、第7条に規定する申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

- (2) 知事は、第7条2項に規定する補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 第13条に規定する額の確定は、第12条に規定する実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(補助金の概算払)

第16条 補助事業者は、前条第2項の規定に基づき概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 交付決定した事業内容が適切に実施されない場合だけでなく、交付決定対象の巨樹・巨木林が保全に関する協定が締結された日から10年間以内に伐採された場合は、補助事業者は、伐採された巨樹・巨木林を保全するために交付された補助金額全額を知事に返還しなければならない。

2 第4条に規定する補助金の交付決定または変更交付決定の通知に付された条件による届け出については、別記様式第12号によるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則 (平成28年6月13日)

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

別表第1

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業の補助率と補助対象経費

事業内容の区分	補助対象経費	補助率	補助金限度額	補助対象経費の内訳	補助の条件等	重要な変更
巨木周辺環境整備	歩道整備	補助対象経費の10/10以内	1申請につき、 1mあたり300円。	資材費、消耗品費、賃金、委託費	施工は1回に限り補助することができる。	1 経費の配分の変更 事業内容の区分ごとの経費の合計について30%を超える増減 2 事業の内容の変更 経費の新設または廃止
	周辺整備		1申請につき、 1haあたり10,950円。		施工は1回に限り補助することができる。	
	獣害防止対策		1申請につき、 100mあたり98,600円。		施工は1回に限り補助することができる。	
	看板設置		1申請につき、 1基あたり5,000円。		施工は1回に限り補助することができる。	
	巨木の計測		1申請につき、 1本あたり4,380円。		施工は1回に限り補助することができる。	
	巨木保全活動		巨木保全の協力		幹周300cm以上の保全対象巨木1本あたり50,000円	
幹周400cm以上の保全対象巨木1本あたり87,500円						
巨木の巡視		1申請につき、 1本あたり1,460円。	賃金	協定期間内で継続して補助することができる。		

別記様式第1号

番 号
年 月 日

滋賀県知事様

〇〇市町長
〇 〇 〇 〇 印

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業計画書の協議について

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱第5条に基づき、事業計画書を添えて協議します。

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業計画書

■対象巨樹・巨木林の概要

■申請団体の概要

■年度別計画

○ ○ 市(町)
団体名もしくは住民グループ名

平成 年 月 日
計画期間平成○年度～○年度

対象巨樹・巨木林の概要

巨樹・巨木林の場所	〇〇市（町）〇〇地区 〇〇谷	
巨樹・巨木林が成立する経緯	※（自然条件、歴史や文化、人とのかかわりの経緯などを簡潔に記述）	
巨樹・巨木林の林況	本数	
	樹種構成	
	周辺の植生の状況	
	巨木林の場合は、本数・分布する面積や延長などの規模	
	その他	
保全整備の方針		
巨樹・巨木林の利活用に関する基本方針		

- ・ 保全整備の方針は該当市町の基本的な方針を記載する。
- ・ 巨樹・巨木林の利活用に関する基本方針は、該当市町内の巨樹・巨木林を保全する団体や住民グループが、どのような内容で利活用を実施していくのか記載する。

申請団体の概要

団体名	団体もしくは住民グループ①	団体もしくは住民グループ②
構成員数		
代表者		
事務局 連絡先		
設立目的		
これまでの活動実績および これからの活動計画		

(補助事業者) 様

知 事

平成 年度山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金の内示について (通知)

この事業の補助金額を下記のとおり内示します。

なお、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱第7条の規定に基づく補助金交付申請書を平成 年 月 日までに提出してください。

記

区 分		既 内 示	今 回 内 示	計	備 考
巨木周辺 環境整備	補助対象事業費	円	円	円	
	補助率	10/10以内	10/10以内	—	
	補助金の額	円	円	円	
巨木保全 活動	補助対象事業費	円	円	円	
	補助率	10/10以内	10/10以内	—	
	補助金の額	円	円	円	
合計	補助対象事業費	円	円	円	
	補助金の額	円	円	円	

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 住所
氏名 ○○市町長 ○○ ○○ 印

年度において山を活かす巨樹・巨木の森保全事業について、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金 円を交付されるよう、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2号各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 協定書（別紙2-1、2-2）
- 3 経費算出根拠となる書類（事業実施数量計画表（別紙3-1～3-3）、実施経費計画表（別紙4）
- 4 補助対象者の概要資料（定款、規約または会則、構成員数、活動状況等）

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

申請者 住所
氏名 ○○市町長 ○○ ○○ 印

平成○○年○○月○○日付け○○第○○号で変更承認通知のあった標記事業について、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金 円を交付されるよう、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて変更申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2号各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 協定書（別紙2-1、2-2）
- 3 経費算出根拠となる書類（事業実施数量計画表（別紙3-1～3-3）、実施経費計画表（別紙4）
- 4 補助対象者の概要資料（定款、規約または会則、構成員数、活動状況等）

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業計画書

1 事業の目的

2 事業の実施予定期間

(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

3 事業計画

区分	実施主体	事業量	補助事業に 要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
				県費補助金 (A)	市町費 (B)	自己負担金 (C)	
巨木 周 辺 環 境 整 備	歩道整備		円	円	円	円	
	周辺整備						
	看板設置						
	獣害防止対策						
	巨木の計測						
巨木 保 全 活 動	巨木保全の協力						
	巨木の巡視						
計							

4 収支予算

(1) 収 入

区 分	予算額	決算額	差引増△減額	積算内訳
県費補助金	円	円	円	
市町費				
自己負担金				
計				

(2) 支 出

区 分		予算額	決算額	差引増△減額	積算内訳
巨木 周 辺 環 境 整 備	歩道整備	円	円	円	
	周辺整備				
	看板設置				
	獣害防止対策				
	巨木の計測				
巨木 保 全 活 動	巨木保全の協力				
	巨木の巡視				
計					

5 その他

- 注1 収支予算は、「予算額」の覧に記入すること。
- 2 その他の記載は必要に応じ記載するものとする。
- 3 提出書類に応じ不用な文字は抹消するものとする。
- 4 2の期間は、自:交付決定日～至:実績報告書提出予定日とする。

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業の実施に関する協定書（模範例）

（協定の目的）

第1条 滋賀県知事（以下「甲」という。）、〇〇市（町）長（以下「乙」という。）、巨樹・巨木林を保全する団体もしくは地域住民グループ（以下「丙」という。）および森林所有者〇〇（以下「丁」という。）は第3条に掲げる巨樹・巨木林を保全して、その周辺環境を整備し、山里の暮らしに結びつく森林として県民が親しみ、持続的に管理することを目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。（10年間）

2 この協定の目的達成のため、特に必要のある場合には、甲乙丙丁協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする巨樹・巨木林）

第3条 協定の対象とする巨樹・巨木林（以下「対象巨樹・巨木林」という。）は、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業によって平成〇〇年度に表示看板を設置する樹木とし、所在地、本数等は、次のとおりとする。・・・新規協定

協定の対象とする巨樹・巨木林（以下「対象巨樹・巨木林」という。）は、巨樹・巨木の森整備事業によって平成〇〇年度に表示看板を設置した樹木とし、所在地、本数等は、次のとおりとする。・・・協定の更新

森林の所有者名	森林の所在地	樹種	巨木の本数	備考

（巨樹・巨木林保全整備、利用活用および維持管理の方針）

第4条 対象巨樹・巨木林の保全整備と、保全整備完了後の利活用および維持管理に関する方針を甲乙丙丁協議の上策定するものとする。

（巨木保全への協力の内容）

第5条 巨樹・巨木林の存在は、様々な公益的機能を県民に還元している。このため、対象巨樹・巨木林を立木として保全するにあたって、丙は、乙より交付された補助金の中で、巨木保全の協力費として、丁に対して交付金を支払う。

（費用の負担等）

第6条 対象巨樹・巨木林に対する公租公課、または林道その他の公共施設の設置に伴い課される受益者分担金は、丁が負担する。

（当事者の義務）

第7条 この協定に基づき丙と丁は、次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）丙の義務

ア 活動内容について、第4条の方針に基づき計画を立て、丁にその内容を示し承諾を得ること。

- イ 整備完了後は、対象巨樹・巨木林にふれあう機会を県民に積極的に提供し、その広報に努めるとともに、丁と協力し、適切な維持管理を実施するよう努めるものとする。
- ウ 活動内容が計画以外の活動に及ぶときは、事前に丁に協議するものとする。
- エ 事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すものとする。
- オ 協定期間内の継続的な活動が実施できるよう、組織の体制、活動計画および市町間の連絡調整を緊密に行うこと。

(2) 丁の義務

- ア 丙の実施する保全整備に協力し、その施行に支障を及ぼす行為をしないこと。
- イ 丙による整備完了後は、一般県民が参加するツアーなど巨樹・巨木林を持続的に保全・活用する取り組みの実施に協力するとともに、丙と協力し適切な維持管理を実施するよう努めるものとする。
- ウ 協定締結後は、対象巨樹・巨木林の伐採や伐採目的の売却を行わない。さらに、森林以外の用途にも転用しない。
- エ 協定期間中に、行政において巨木の保全を目的とした制度ができた場合、その指定に同意するよう努めること。
- オ 対象巨樹・巨木林の周辺森林の自然植生を保全するよう努めること。
- カ 対象巨樹・巨木林の境界および所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決にあたること。
- キ 丁がウの義務に違反した場合は、対象巨樹・巨木林を保全するために乙が丙に交付した補助金額全額を乙に支払うこと。

(災害等による損害)

第8条 保全整備の実施中および実施後に、火災、天災その他丙の責に帰し得ない事由により対象巨樹・巨木林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、丙はその責任を負わない。

(協定の継承等)

- 第9条 協定の期間中に対象巨樹・巨木林を所有権移転、または貸借する場合には、丁は、所有権を取得するものまたは貸借を受ける者に対しこの協定の継承を行うものとする。
- 2 前項の場合において、所有権を取得するものまたは貸借する者が、この協定の継承を拒んだときは、丁は、対象巨樹・巨木林を保全するために乙が丙に交付した補助金額全額を乙に支払うものとする。
 - 3 丁は、協定の期間中に氏名または住所に変更があった場合、速やかにこれを丙に書面で通知するものとする。

(事業の表示看板の設置)

第10条 丙は、琵琶湖森林づくり県民税を基に保全整備を行ったことを、表示看板等に明記しなければならない。また、表示看板には、丙と丁が協議の上、利用にあたっての注意事項および連絡先等を表示することとする。

(特別な事情による協定の失効)

第11条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部または一部についてその効力を失う。

- (1) 対象巨樹・巨木林の全部または一部が公用、公共用または公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により対象巨樹・巨木林の全部または一部が滅失したとき。

(疑義の決定)

第12条 この協定に関し疑義があるとき、およびこの協定に定めがない事項については、甲乙丙丁が協議のうえ定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書を4通作成し、甲乙丙丁それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 (県知事) 住所

乙 (市町長) 住所 ○○市長

丙 (保全団体もしくは住民グループ) 住所 代表者

丁 (森林所有者) 住所 氏名

巨樹・巨木林の保全整備・利活用・維持管理の方針

平成 年 月 日

丙 (保全団体もしくは地域住民グループ) 住所 代表

丁 (森林所有者) 住所 氏名

1 協定締結の対象とする巨樹・巨木林

森林の所有者名	森林の所在地	樹種	巨木の本数	備考

2 対象巨樹・巨木林の保全整備方針

対象巨樹・巨木林に到達する歩道を設置し、歩道周辺の危険木を除去する。さらに、対象巨樹・巨木林の一部を獣害防止ネットで囲むことによって、ニホンジカの侵入を防止する。

3 対象巨樹・巨木林の利活用に関する方針

対象巨樹・巨木林を見学するためのツアーを年1回程度開催する。
獣害防止ネット内で栃の実を採取し、栃餅づくりを試行する。

4 対象巨樹・巨木林の維持管理に関する方針

貴重な植物や山菜の盗掘などを防止するため、年1回巡視する。
歩道が荒れて通行困難になった場合は補修作業を行う。

5 その他必要な事項

貴重な植物や山菜の盗掘などを防止するため、年1回巡視する。
歩道が荒れて通行困難になった場合は補修作業を行う。

巨樹・巨木林の保全整備・利活用・維持管理の方針（記入例）

平成 年 月 日

丙 （保全団体もしくは地域住民グループ） 住所 代表
丁 （森林所有者） 住所 氏名

1 協定締結の対象とする巨樹・巨木林

森林の所有者名	森林の所在地	樹種	巨木の本数	備考
〇〇〇〇	高島市朽木能家	トチノキ	12本	

2 対象巨樹・巨木林の保全整備方針

対象巨樹・巨木林に到達する歩道を設置し、歩道周辺の危険木を除去する。さらに、対象巨樹・巨木林の一部を獣害防止ネットで囲むことによって、ニホンジカの侵入を防止する。

3 対象巨樹・巨木林の利活用に関する方針

対象巨樹・巨木林を見学するためのツアーを年1回程度開催する。
獣害防止ネット内で栃の実を採取し、栃餅づくりを試行する。

4 対象巨樹・巨木林の維持管理に関する方針

貴重な植物や山菜の盗掘などを防止するため、年1回巡視する。
歩道が荒れて通行困難になった場合は補修作業を行う。

5 その他必要な事項

(補助事業者) 様

知 事

平成 年度山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金の交付決定(変更交付決定)
について(通知)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金については、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請(以下「申請書」という。)のあった山を活かす巨樹・巨木の森保全事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

区 分	既 交 付 決 定 額	今 回 追 加 (ま た は 変 更) 額	交 付 額
補助事業に 要する経費	円	円	円
補 助 金 の 額	円	円	円

- 3 補助事業に要する経費の配分およびこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱(平成 年 月 日制定)、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業実施要領(平成 年 月 日、滋生多第 号)、その他関係通達に従わなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業により実施した山を活かす巨樹・巨木の森保全事業整備施工地が協定期間内に森林以外の用途へ転用する場合その他補助目的の達成が困難になった場合についてあらかじめ知事にその旨届出るとともに、当該補助金相当額を知事に返還しなければならない。ただし、公用、公共用および天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができるものとする。
- 6 補助事業者は、協定に基づき補助対象者から費用負担相当額の返還があった場合、速やかに知事に返還しなくてはならない。
- 7 補助事業者は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿ならびに当該収入および支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければなら

らない。
別記様式第5号

平成 年度 事業変更（中止、廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 住所
氏名 ○○市町長 ○○ ○○ 印

平成 年 月 日付け滋 号で補助金交付決定通知のあった山を活かす巨樹・巨木の森保全事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により、事業内容および経費の配分を変更（中止、廃止）したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

- 注1 「事業内容および経費の配分を変更（中止、廃止）」の箇所は不要文字があるときは、その文字を削除すること。
- 2 関係書類は事業計画書としてその記載にあたっては、変更後を上段に、変更前を下段書きにすること。

番 号
年 月 日

(補助事業者) 様

知 事

平成 年度山を活かす巨樹・巨木の森保全事業変更の承認について (通知)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度山を活かす巨樹・巨木の森保全事業変更承認申請については、申請のとおりこれを承認する。

なお、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱第7条第2項に基づく補助金変更交付申請書を平成 年 月 日までに提出して下さい。

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 住所
氏名 ○○市町長 ○○ ○○ 印

年 月 日付け滋 第 号で交付の決定の通知があった山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金について、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業成績書（別紙1）
- 2 経費算出根拠となる書類（事業実施巨木一覧表（別紙2）、事業実施数量表（別紙3）、実施経費総括表（別紙4））

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業成績書

1 事業の目的

2 事業の実施期間

(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

3 事業成績

区分	実施主体	事業量	補助事業に 要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
				県費補助金 (A)	市町費 (B)	自己負担金 (C)	
巨木 周 辺 環 境 整 備	歩道整備		円	円	円	円	
	周辺整備						
	看板設置						
	獣害防止対策						
	巨木の計測						
巨木 保 全 活 動	巨木保全の協力						
	巨木の巡視						
計							

4 収支決算

(1) 収 入

区 分	予算額	決算額	差引増△減額	積算内訳
県費補助金	円	円	円	
市町費				
自己負担金				
計				

(2) 支 出

区 分		予算額	決算額	差引増△減額	積算内訳
巨木 周辺 環境 整備	歩道整備	円	円	円	
	周辺整備				
	看板設置				
	獣害防止対策				
	巨木の計測				
巨木 保全 活動	巨木保全の協力				
	巨木の巡視				
計					

5 その他

- 注1 収支決算は、「予算額」、「決算額」および「差引増△減額」の各覧に記入すること。
- 2 その他の記載は必要に応じ記載するものとする。
- 3 提出書類に応じ不用な文字は抹消するものとする。
- 4 2の期間は、自:交付決定日～至:実績報告書提出日とする。

別記様式第8号

確 認 調 書	
事業名	平成 年度山を活かす巨樹・巨木の森保全事業
施行箇所	**市**町大字**字**
事業実施主体	
事業内容	
補助対象事業費	円
補助金	円
進行程度	平成 年 月 日事業完了 %部分済
事業完了年月日	平成 年 月 日
確認所見	
特記事項	
<p>平成 年 月 日確認</p> <p style="text-align: right;"> <u>確認者職氏名</u> _____ 印 <u>立会人職氏名</u> _____ 印 </p>	

番 号
年 月 日

(補助事業者) 様

知 事

平成 年度山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金の額の確定の通知について

平成 年 月 日付け 第 号で提出のあった平成 年度山を活かす巨樹・巨木の森保全事業実績報告書に基づき、平成 年 月 日付け 第 号による交付決定通知(変更交付決定通知)に係る補助金の額 円については、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱第13条の規定により金 円に確定したので通知します。

別記様式第10号

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け滋 第 号で額の確定の通知があった山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金について、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

年 月 日

滋賀県知事 あて

請求者 住所
氏名 ○○市町長 ○○ ○○ 印

平成 年度山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

請求者 住所
氏名 ○○市町長 ○○ ○○ ㊟

平成 年 月 日付け滋 第 号で補助金交付決定(変更交付決定)通知のあった山を活かす巨樹・巨木の森保全事業について、下記のとおり交付されるよう、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により請求します。

記

- 1 実施箇所
- 2 今回概算払請求額 円
- 3 概算払明細書 別記様式第 1 1 号付表のとおり

別記様式第12号（その1…減免協議のない場合）

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

住所
氏名 ○○市町長 ○○ ○○ ⑩

転 用 等 届 出 書

平成 年度（から 年度）において山を活かす巨樹・巨木の森保全事業により実施した
施行地が下記のとおり補助事業の目的を達成することが困難になりましたので届出ます。

なお、当該補助金相当額は返還します。

記

- 1 補助目的の達成が困難になった理由
- 2 位置図（50,000分の1）
- 3 施行地実測図写（5,000分の1）
- 4 （転用の場合）転用の目的、事業名、事業主体および全体計画
- 5 実態調書（別記様式第22号その1の付表）
- 6 予定年月日
- 7 その他

（注）当該箇所に係る①補助金の交付申請書の写 ②補助金交付査定調書の写 ③補助金
交付決定および確定通知の写を添付すること。

(別記様式第12号その1の付表)

山を活かす巨樹・巨木の森保全事業施行地転用等の実態調書

施行の経過	事業内容	事業名	年度 山を活かす巨樹・巨木の森保全事業				
		市町名	事業区分	事業実施主体	施行箇所名		事業量 (ha)
		補助金交付等	交付申請年月日及び番号	交付決定年月日及び番号	実績報告年月日及び番号	額の確定年月日及び番号	補助金受領年月日
補助事業の目的達成が困難になった理由	補助金 (円)						
	(転用の場合は理由のほか転用される事業目的、内容について記載)	事業施行地	事業施行地面積 (ha)	左記のうち転用面積 (ha)		検査年月日	
補助金返還	計算基礎 (ha当り補助金額) * (転用面積)		補助金返還額 (円)				

- 1 実施年度が複数年にわたる場合、年度毎に別葉とする。
- 2 施行箇所名、事業量は、山を活かす巨樹・巨木の森保全事業の実績報告書の箇所、数量を単位とする。
- 3 補助金交付欄は、上記2の単位に係るものとする。

別記様式第12号（その2…減免協議のある場合）

番 号
年 月 日

滋賀県知事 あて

住所
氏名 ○○市町長 ○○ ○○ 印

転用等届出および補助金返還減免協議書

平成 年度（から 年度）において山を活かす巨樹・巨木の森保全事業により実施した
施行地が、下記のとおり補助事業の目的を達成することが困難になりましたので届け出ま
す。

なお、当該転用等については、下記の理由により、当該補助金相当額の返還を減免され
たく協議します。

記

- 1 理由（減免理由）
- 2 位置図（50,000分の1）
- 3 施行地実測図写（5,000分の1）
- 4 （転用の場合）転用の目的、事業名、事業主体、全体計画
- 5 実態調書（別記様式7その1の付）
- 6 予定年月日
- 7 公用等であることの証明書類
- 8 その他